

お知らせ

後期高齢者医療被保険者証をお持ちの皆さんへ

●20年度の保険料の軽減割合を拡大します

次の①②に該当する人は、保険料が軽減されます。なお、あらためて手続きをする必要はありません。

- ①20年度の均等割額が7割軽減に該当する世帯の人は、一律8.5割軽減となります。これに該当する人は、7月に送付した保険料額決定通知書に、8.5割軽減された金額が記されています。ご確認ください。
- ②保険料額決定通知書の中にある「賦課のものととなる所得金額」が58万円以下の人は、所得割額が一律5割軽減となります。該当する人には、8月中旬に金額を変更した通知書を送付します。

●一部の人は保険料の支払方法が変更できます

保険料の支払いが年金からの天引き(特別徴収)になっている人で、次の①②いずれかの要件を満たす人は、申請すれば、口座振替での納付が可能となります。8月8日までに申請した人は、10月分の年金から天引きを中止します。8月8日以降の申請の場合は、12月分以降の年金からの天引きを中止します。

- ①国民健康保険税を直近の2年間、滞納なく確実に納付していた人が、本人名義の口座からの振替により納付する場合
 - ②上記①以外の人、または社会保険だった人のうち年金収入180万円未満の人が、世帯主または配偶者名義の口座から振替により納付する場合
- 詳しい内容については、保険料額決定通知書(緑色の封筒)に同封していますので、ご覧ください。

■申請窓口 税務課市民税係(☎22-3111内線215、216)または各振興局市民サービス課《問い合わせ》大分県後期高齢者医療広域連合(☎097-534-1771)

お知らせ

火災が多発しています! ご注意ください!

平成20年度 防火標語
『火のしまつ 君がしなくて 誰がする』

佐伯市では、火災が今年に入り、6月末現在で31件と多発しています。昨年同時期と比較しても10件の増加となっています。

5月22日には大手町で大規模な火災が発生しました。その後、小規模な火災は発生していますが、幸いにも発見が早く、大きな火災には至っていません。もし、発見が遅れば大規模な火災に発展した可能性があります。火事を起こさないよう、火の取扱いには十分注意してください。

6月末までの主な出火原因は「放火(7件)」、「コンロの切り忘れ(3件)」が多く、ほかに「たばこの不始末」、「子どもの火遊び」などが見受けられます。これらは一人ひとりが注意すれば未然に防ぐことができます。くれぐれも注意しましょう!

火事を起こさないためのポイント

- ①家のまわりに燃える物を置かない。
- ②寝たばこやたばこの投げ捨てをしない。
- ③天ぶらを揚げるときはその場を離れない。
- ④子どもにはマッチ、ライターで遊ばせない。
- ⑤電気器具は正しく使い、タコ足配線をしない。

佐伯市消防本部

募集

県南広域ジュニア・リーダー研修 参加者募集

申込期限 8月12日(火)必着

野外体験活動を中心とした研修を通して、県南3市の小学生の交流を図り、地域の将来を担う人材育成を目指すものです。事後研修では、子どもたちが考える「まちづくりアイデア」の発表会を行います。

■とき・ところ

事前研修	8月26日(火)~27日(水)	杵築市住吉浜
本研修	12月26日(金)~29日(月)	沖縄県東村
事後研修	平成21年2月7日(土)~8日(日)	佐伯市内

■対象 佐伯市、臼杵市、津久見市在住の小学校5、6年生(佐伯市枠15人)

※3回の研修すべてに参加できることが条件です。なお、昨年度、この研修に参加した人は申し込みできません。

■参加費 3万円(交通費、宿泊費等込み)

■申込方法 佐伯市公式ホームページから印刷できる申込用紙、または任意の用紙に「県南広域ジュニア・リーダー研修申し込み」と書いて、①住所②氏名③性別④小学校名⑤学年⑥保護者名⑦連絡先を記入し、郵送またはFAXで申し込んでください。

《申し込み・問い合わせ》〒876-8585 佐伯市中村南町1番1号 市役所企画課内 大分県南地方拠点都市地域整備推進協議会事務局(☎22-3486、FAX22-3124)

住民健診

住民健康診査の日程 (9月)

弥生地域 【健診内容】特定健診 肝炎ウイルス検査、胸部X線、大腸がん検診、肺がん喀痰細胞診、前立腺がん検査 ※21日(日)のみ胃がん検診も実施

日程	受付時間	場所	対象地域
1日(月)	9:00~11:00	尺間体育館	宇藤木・川中・尺間・元田
2日(火)	9:00~11:00	床木公民館	床木
3日(水)	9:00~11:00	大坂本生活改善センター	大坂本
9日(火)	9:00~11:00	弥生保健センター	小田・山梨子・井崎
10日(水)	9:00~11:00	弥生保健センター	全地区
11日(木)	9:00~11:00	門田地区集会施設	門田・平井・深田 深田団地・須平
	13:00~14:00	尾岩地区集会施設	尾岩・細田
12日(金)	9:00~11:00	上切畑体育館	久保・堤内・久土 砥園・江良・石内
16日(火)	18:00~19:30	弥生保健センター	全地区
21日(日)	9:00~11:00	弥生保健センター	全地区

《問い合わせ》・弥生振興局市民サービス課(☎46-1111)
・西部第1福祉保健分室(☎46-0265)

年金

国民年金保険料は まとめて納めるとお得です

月々納めると、6か月分は86,460円ですが、6か月前納(10月分~翌年3月分までの保険料をまとめて納める)した場合は…

○納付書で前納すると、6か月分は85,760円(700円の割引)

○口座振替で前納すると、6か月分は85,480円(980円の割引)

前納制度には「納付書(現金)による前納」と「口座振替による前納」があります。納付書(現金)で納めるよりも口座振替による前納の方が割引額も多くお得なうえ、納め忘れがなく安心です。

なお、口座振替での前納を希望する場合は、9月末までに社会保険事務所での登録が必要です。お早めに手続きをしてください。

《問い合わせ》

- ・市役所市民課国民年金係(本庁1階、☎22-3187) または各振興局市民サービス係
- ・佐伯社会保険事務所国民年金課(女島9029-5、☎22-1970)

健康

~水中運動でいきいき健康~ JABJAB米水津教室 参加者募集

申込期間 8月6日(水)~12日(火)

JABJAB教室は、ひざや腰に負担のかからない水中運動の教室です。健康運動指導士の指導のもと、水中歩行やリラクゼーション、バランスのよい食生活についての学習などを行います。

■とき 9月3日(水)~平成21年2月19日(木)
毎週木曜日9時30分~12時(全24回)

■ところ 米水津保健センター
プールおよび研修室

■対象 市内在住で、膝関節症等のため陸上での運動が困難な70歳未満の人。
ただし、水中運動未経験者に限る

※持病のある人は、かかりつけ医の承諾が必要

■参加費 無料

■定員 25人(先着順)

《申し込み・問い合わせ》

米水津振興局東部福祉保健分室(☎35-6111)

検診

鶴見・米水津地域の皆さんへ 乳がん検診のお知らせ

申込期間 8月6日(水)~12日(火)

※完全予約制(電話または窓口)。当日受付不可

■対象 鶴見、米水津地域在住の40歳以上の女性

■内容 問診、マンモグラフィー検査
(乳房のレントゲン検査)

■料金 1,000円

■日程(9月) ※検診時間はすべて午前中

検診日	検診会場	定員
9日(火)	吹浦公民館	40人
10日(水)	鶴見保健センター	60人
11日(木)	羽出浦公民館	40人
	梶寄浦公民館	40人
16日(火)	竹野浦センター	20人
	宮野浦センター	40人
17日(水)	小浦センター	20人
	色利浦センター	40人
18日(木)	米水津保健センター	60人

同時に子宮ガン検診も行います(予約不要)。対象は20歳以上の女性。料金は500円です。

《申し込み・問い合わせ》

米水津振興局東部福祉保健分室(☎35-6111)

害虫防除

ミカン等を害虫から守るため 一斉防除にご協力ください

ポンカン、早生、普通温州、小みかん、キンカン、はるみを栽培している皆さんは、ミカンバエの発生を防ぐため、下記の期間中に薬剤散布をするなど、害虫の一斉防除を行ってください。

自家消費分のみ栽培している皆さんの園地からも、ミカンバエは発生します。販売しないからといって害虫防除を行わないと、生産や販売をしている皆さんに多大な被害を与えることになりかねません。皆さんのご協力をお願いします。

なお、薬剤を散布する際は、適正な量を使用し、近隣の田畑への飛散防止を心がけるなど、十分注意してください。

■ポンカンの一斉防除期間

8月16日(土)～17日(日)

■早生、普通温州、小みかん、キンカン、はるみの一斉防除期間

8月23日(土)～24日(日)

《問い合わせ》

農業振興課農業振興係 (☎22-3239)

募集

大分県グリーン・ツーリズム インストラクター育成スクール 地域案内人養成研修参加者募集!

申込期限 8月16日(月) ※電話受付

佐伯ツーリズム推進協議会では、佐伯市の農山村や漁村地域での、地域案内人を育成するための研修に参加する人を募集します。

これから佐伯市で、グリーン(ブルー)・ツーリズムに積極的に取り組みたいという人の参加をお待ちしています。

■と き 9月3日(水)～5日(金)の2泊3日

■と ころ 大分県マリンカルチャーセンター

■講 師 (財)都市農山漁村交流活性化機構 吉岡氏、穴戸氏ほか

■内 容 農山漁村の理解、地域案内人の役割、体験指導について、地域資源の活用等

■受講料 研修費等は協議会が負担しますが、食事等は個人負担となります。

《申し込み・問い合わせ》

佐伯市観光協会 (☎23-1101)

耐震診断

木造住宅の無料簡易 耐震診断を実施します

申込期限 9月5日(金)

市が、県や建築士会と協力して、ご自宅の簡易耐震診断を行います。

簡易耐震診断とは、正式な耐震診断ではありませんが、住宅のどのようなところに地震に対する強さや弱さがあるのかを調べることができるものです。市職員等がご自宅に伺い、1時間程度で行います。

簡易耐震診断の結果が悪い場合、正式な耐震診断を受けることをおすすめします。詳細については、お問い合わせください。

■対 象 昭和56年5月31日以前に建築された木造一戸建ての住宅(併用住宅で、住宅部分の面積が1/2以上のものを含む。)

■募集戸数 8戸

■実施期間 10月20日(月)～24日(金)

※詳細な日時は、希望を伺った上で確定します。

《申し込み・問い合わせ》建築住宅課建築指導係(第3庁舎1階、☎22-3574)

お知らせ

犬を飼うときは マナーを守りましょう!

最近、「飼い主のマナーが悪い」といった苦情が多く寄せられています。人と犬が共に生活していくためには、かわいがるだけではなく、近所や地域に迷惑をかけないよう、責任を持って飼育しましょう。

●フンを持ち帰りましょう

散歩の際はビニール袋などを携帯し、フンを持ち帰りましょう

●放し飼いは絶対にやめましょう

人にケガを負わせたり、思わぬ交通事故につながったりします。散歩をする際もリード(くさり等)をつけて歩きましょう

●鳴き声や臭いの防止を

飼育場所は清潔に保ち、無駄ぼえしないように、しつけをしましょう

●登録と狂犬病予防注射は忘れずに

飼犬の登録を行い、年に1度の狂犬病予防接種を受けましょう。

《問い合わせ》

生活環境課(☎22-3995、22-3956)

または各振興局市民サービス課



講習会

普通救命講習会のお知らせ

受付期間 8月7日～定員になるまで

急病人やけが人が発生したときに役立つ、「救命手当」の講習会を開催します。救急車が到着するまでの間に、落ち着いて適切な行動がとれるよう、講習会に参加しませんか。当日は、筆記用具を用意し、運動のできる服装でお越しください。

- とき 9月7日(日)9時～12時
 - ところ 和楽 第1研修室
 - 講習料 無料(修了者には修了証を交付します。)
 - 講習内容 心肺蘇生法、AED(電気ショック)
 - 定員 30人(中学生以上)
- 《申し込み・問い合わせ》
消防署救急係(☎22-3301)

お知らせ

総合運動公園の施設をご利用の皆さんへ

第63回国民体育大会「チャレンジ！おおいた国体」、第8回全国障害者スポーツ大会「チャレンジ！おおいた大会」の会場設営、競技開催のため、下記の期間は総合運動公園内の施設が利用できません。ご了承ください。

- 総合体育館(トレーニングルーム含む)、市民総合プール、テニスコート、弓道場、アーチェリー場、相撲場、遊具広場
…9月1日(月)～10月15日(水)
- 多目的グラウンド…9月1日(月)～10月20日(月)
- 佐伯球場 …9月26日(金)～10月9日(木)
- 陸上競技場、多目的広場…10月1日(水)～7日(日)

《問い合わせ》
佐伯市総合運動公園(☎25-1335)

お知らせ

佐伯市特定環境保全公共下水道事業(蒲江処理区)の事業計画変更案がご覧になれます

- とき 8月1日(金)～20日(水)までの平日
8時30分～17時
 - ところ 生活排水対策課(市役所第2庁舎2階)
または蒲江振興局地域振興・教育課
- 《問い合わせ》
生活排水対策課下水道工務係(☎22-3120)

子育て支援

児童扶養手当と特別児童扶養手当
現況届の提出は8月中に!

8月は、児童扶養手当と特別児童扶養手当の更新時期です。下記の期間中に手続きをしないと、8月以降の手当を受けられないことがあります。必ず受給者本人が期限内に現況届を提出してください。

なお、新規に対象となる人の届出は、随時受け付けています。

■届出期間

- ・児童扶養手当 8月 1日(金)～29日(金)
- ・特別児童扶養手当 8月11日(月)～29日(金)

■届出窓口

子育て支援課児童家庭係(本庁舎1階12番窓口)または各振興局市民サービス課

※特別児童扶養手当は、住所のある本庁または振興局で届出をしてください(出張所には届出はできません)。

■持ってくるもの

- ・印鑑(認印可)
- ・児童扶養手当証書または特別児童扶養手当証書
- ・案内文書(事前に送付)
- ・その他必要書類(案内文書に記載)

■児童扶養手当の対象者

次のいずれかに該当する18歳未満(一定の障がいがある場合は20歳未満)の子どもを養育している母またはその養育者

- ※公的年金を受給できる人は対象になりません。
- ・父母が離婚し、かつ、父と生計を別にして生活する子ども
- ・父が死亡している子ども
- ・父が重度障がいの状態にあると認められる子ども
- ・父が法律により引き続き1年以上拘禁されている子ども
- ・父の生死が不明の子ども
- ・父から引き続き1年以上遺棄されている子ども
- ・婚姻によらないで生まれた子ども

■特別児童扶養手当の対象者

満20歳未満の、精神または身体に一定の障がいがある子どもを養育する父母、またはその養育者
※養育する障がいのある子どもが施設に入所した場合や、障がいを理由とする年金を受給できる場合は、対象になりません。

《問い合わせ》

子育て支援課児童家庭係(本庁舎1階12番窓口、☎22-3972)
または各振興局市民サービス課